

i 高知県外国人生活相談センター
出張相談会の開催について

高知県外国人生活相談センター（ココフォール）が出張相談会を四万十市にて開催します。
出入国在留管理局の専門家と外国人生活相談センターの相談員が個別相談に応じます。お気軽にご参加ください。

◆相談内容

- ① 在留資格に関する相談会
在留資格制度全般（出入国・在留資格手続、「特定技能」の登録支援機関への登録方法、新型コロナウイルス関連（入国・出国・特例措置）など）に関する相談
- ② 外国人のための生活相談会
在留資格以外の外国人に関する相談（仕事、医療、教育、トラブルなど）

◆対象者

いずれの相談会も外国人、外国人と関わりのある方、外国人を雇用している事業所など

◆開催日と開催時間

8月5日（金）
午前10時～午後3時40分

◆開催場所

四万十市役所3階303・304会議室

◆留意事項

在留資格に関する相談は予約制です。1組（個人・団体）の相談時間は約40分です。
生活相談会は予約は不要ですが、予約者の方を優先とします。
相談料は無料です。

相談内容は秘密を厳守とします。

◆申し込み方法

8月2日（火）までにFAX、電子メール、郵送で左記までお申し込みください。

○お申し込み・お問い合わせ

高知県外国人生活相談センター
☎ 088-821-6440
☎ 088-821-6441
✉ consultation@kccfr.jp
〒780-0870

高知市本町4-1-37

丸の内ビル1階

※左記Googleフォーム（やさしい日本語）からもお申し込みいただけます。



i 道路の健全な通行について

◆道路上にはみ出している樹木の伐採のお願い

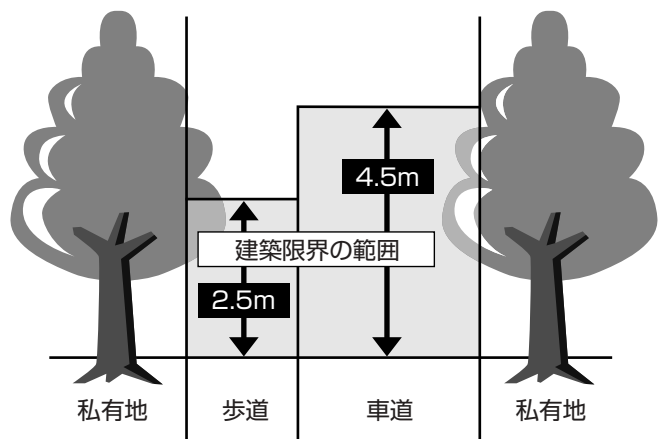
道路上に鉢植えなどが置かれていたる箇所や私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出して、歩行者や自転車および自動車などの通行の支障となっている箇所があります。

箇所によっては歩行者や通行車両の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも、建築限界を守り、はみ出している樹木の伐採や鉢植えなどの移動にご協力をお願いします。

※私有地の生垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の歩行者や車両などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。

◆建築限界

道路法第30条および道路構造令第12条では道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害になる物（樹木・看板など）は置いてはならないと規定されています。



○お問い合わせ

本庁まちづくり課土木係
☎ 43-2115
佐賀支所建設課土木係
☎ 55-3700

